

北上市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

北上市職員懲戒審査委員会規則（平成3年北上市規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委員会に対する議決の要求） <u>第1条</u> 市長は、副市長及び専門委員で懲戒に当たるべき所為があつたと認めるときは、書面をもって<u>北上市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）</u>の議決を要求しなければならない。 （委員会の招集） <u>第2条</u> [略] （委員長の職務の代理） <u>第3条</u> [略] （会議の秩序維持） <u>第4条</u> [略] （議事） <u>第5条</u> 委員会は、委員4人以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、<u>第7条</u>の規定による除斥の	<u>（趣旨）</u> <u>第1条</u> この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第7項の規定により、<u>北上市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員会に対する議決の要求） <u>第2条</u> 市長は、副市長及び専門委員で懲戒に当たるべき所為があつたと認めるときは、書面をもって<u>委員会</u>の議決を要求しなければならない。 （委員会の招集） <u>第3条</u> [略] （委員長の職務の代理） <u>第4条</u> [略] （会議の秩序維持） <u>第5条</u> [略] （議事） <u>第6条</u> 委員会は、委員4人以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、<u>第8条</u>の規定による除斥

ため、この数に達しないときは、この限りでない。 (表決) <u>第6条</u> [略] (委員の除斥) <u>第7条</u> [略] (関係者の出席) <u>第8条</u> [略] (会議の結果報告) <u>第9条</u> [略] (任期) <u>第10条</u> [略] 2 委員中欠員があつて、補欠のため<u>任命された</u>者は、前任者の残任期間在任する。 (欠格条件) <u>第11条</u> 市長は、市職員のうちから<u>任命された</u>委員が市職員の職を失ったときはこれを免ずる。 (書記) <u>第12条</u> [略]	のため、この数に達しないときは、この限りでない。 (表決) <u>第7条</u> [略] (委員の除斥) <u>第8条</u> [略] (関係者の出席) <u>第9条</u> [略] (会議の結果報告) <u>第10条</u> [略] (任期) <u>第11条</u> [略] 2 委員中欠員があつて、補欠のため<u>選任された</u>者は、前任者の残任期間在任する。 (欠格条件) <u>第12条</u> 市長は、市職員のうちから<u>選任された</u>委員が市職員の職を失ったときはこれを免ずる。 (書記) <u>第13条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。